

労働者派遣法改正に伴うご案内

■2020年4月1日施行 労働者派遣法改正の内容

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を目的として、2020年4月より労働者派遣法が改正されました。改正労働者派遣法により、派遣元事業主は、「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のいずれかの待遇決定方式により派遣労働者の待遇を確保することとなります。

詳細は下記リンクにてご確認ください。

- ・お仕事をお探しの皆様

<https://www.mhlw.go.jp/content/000497029.pdf>

- ・人材派遣を検討中の企業様

<https://www.mhlw.go.jp/content/000497032.pdf>

■「労使法定方式」による待遇確保

株式会社ホンヤク社は「労使協定方式」により、派遣スタッフの賃金及び賃金以外の待遇を確保し、スタッフの派遣を行ってまいります。

本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

派遣・人材紹介部 電話：03-6841-2626